



# 心身に障害のある方

## 手帳

	内容	問合せ
身体障害者手帳 (1~6級)	視覚・聴覚・平衡・音声言語・そしゃく・肢体・心臓・じん臓・ぼうこう直腸・呼吸器・小腸・免疫・肝臓などに障害のある方が、支援を受けるために必要な手帳	障害福祉課身体障害者支援係 ☎03-5803-1219 FAX 03-5803-1352
愛の手帳 (1~4度)	知的障害のある方が、支援を受けるために必要な手帳	障害福祉課知的障害者支援係 ☎03-5803-1214 FAX 03-5803-1352
精神障害者保健福祉手帳 (1~3級)	精神障害を持つ方が、一定の障害にあることを証明する手帳	予防対策課精神保健係 ☎03-5803-1230 FAX 03-5803-1355 保健サービスセンター本郷支所 ☎03-3821-5106 FAX 03-3822-9174

## 障害福祉サービス等

- 問** 障害福祉課身体障害者支援係  
☎03-5803-1219/FAX 03-5803-1352
- 障害福祉課知的障害者支援係  
☎03-5803-1214/FAX 03-5803-1352
- 予防対策課精神保健係(精神・難病)  
☎03-5803-1847/FAX 03-5803-1355

サービスを利用するには、申請が必要です。本人の障害状況等についての聴き取りや障害支援区分の認定などを経て、サービスの支給決定となります。

### サービスの種類

介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業・障害児通所支援・相談支援

### 対象

身体障害者手帳の交付を受けた方、知的障害のある方、精神障害のある方、難病等のある方  
※種類・申請方法・利用料(利用者負担)などは、上記問合せ先又は障害者福祉のてびき参照

## 障害者の住宅・仕事

障害者の住宅 P75 障害者の仕事 P80

## 障害者福祉のてびき

### 掲載内容

障害のある方に対する様々なサービス等の情報

### 無料配布

- 身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの区民の方々に郵送
  - 新規で手帳を取得する方や転入の方には、障害福祉課窓口で配付
  - 精神障害者保健福祉手帳及び (令和5年版見本) 難病にり患されている方に、手帳等の手続時に予防対策課窓口で配付
- ※区ホームページにも掲載



### 販売

1冊260円(行政情報センター)

**問** 障害福祉課障害福祉係  
☎03-5803-1211

## 手当

**問** 障害福祉課障害者在宅サービス係  
☎03-5803-1212/FAX 03-5803-1352

種類	支給月額
心身障害者等福祉手当(区制度)※	15,500円又は13,500円 (対象により異なる)
重度心身障害者手当(都制度)※	60,000円
特別障害者手当(国制度)※	27,980円
障害児福祉手当(国制度)※	15,220円
経過措置の福祉手当(国制度)※	
心身障害者扶養共済	20,000円(加入1口当たり)

※所得・施設入所などによる支給制限あり。支給月額は改定される場合があるため、最新情報は障害福祉課へ問合せ  
子どもの手当 P51

## 精神障害者福祉手当

**問** 予防対策課精神保健係  
☎03-5803-1230/FAX 03-5803-1355

種類	支給月額
精神障害者福祉手当(区制度)	10,000円

※所得・施設入所などによる支給制限あり

# 医療助成

事業名	内容	問合せ
自立支援医療 (育成医療)	身体に障害のある児童が、生活能力を高めるため、指定医療機関において行う医療の費用を公費負担[自己負担は1割(上限額あり)] ※保護者の住民税所得割額が一定以上の方は対象外(「重度かつ継続」の方を除く)	健康推進課 ☎03-5803-1961 / FAX 03-5803-1355
自立支援医療 (更生医療)	身体障害者手帳の交付を受けた方が、手帳で認定された障害の軽減や進行を防ぐことが可能と認められる特定の医療について、医療費を助成する制度 ※各都道府県から指定された医療機関にのみ適用	障害福祉課 ☎03-5803-1219 / FAX 03-5803-1352
自立支援医療 (精神通院)	精神の病気で通院する際の医療費を公費負担[自己負担は1割(上限額あり)] ※自立支援医療制度の非課税世帯は、原則無料	予防対策課精神保健係 ☎03-5803-1230 / FAX 03-5803-1355 保健サービスセンター本郷支所 ☎03-3821-5106 / FAX 03-3822-9174
心身障害者 医療費助成 (マル障)	原則64歳以下で所得が一定限度以下の身体障害者手帳1・2級(内部障害を含む3級)、愛の手帳1・2度又は精神障害者保健福祉手帳1級の方は、医療保険を使って受けた診療の自己負担分から一部負担金を差し引いた額を助成	障害福祉課障害者在宅サービス係 ☎03-5803-1212 / FAX 03-5803-1352 予防対策課精神保健係 (精神障害者保健福祉手帳を所持している方) ☎03-5803-1230 / FAX 03-5803-1355

## その他のサービス

### 介護

事業名	対象	内容	問合せ
心身障害者・ 児短期保護	身体障害者手帳1～3級、愛の手帳、脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方等	障害者・児の介護にあっている家族が一時的な病気又は出産・事故・冠婚葬祭・休養などで介護を行うことが困難なときに、委託施設で保護	障害福祉課障害福祉係 ☎03-5803-1211 / FAX 03-5803-1352 (申込:文京槐の会 ☎03-3943-4300)
緊急一時介護 委託費助成	身体障害者手帳1・2級(上肢・下肢・体幹又は運動機能障害)、愛の手帳1～4度の方	介護している同居の家族が疾病等の理由により一時的に介護できない場合に、障害者の家庭や介護人の家庭において介護を受けたとき、その介護に要した費用の一部を助成	
重度脳性麻痺者 介護	身体障害者手帳1級を有する重度の脳性麻痺の20歳以上の方	生活圏を拡大する目的で、障害者自身の推せんによる介護人(親・子・兄弟姉妹・配偶者に限る)を登録・派遣し、介護人に対し、手当を支給	障害福祉課障害者在宅サービス係 ☎03-5803-1212 / FAX 03-5803-1352
手話通訳者派遣 要約筆記者派遣	聴覚・音声・言語機能障害で身体障害者手帳をお持ちの方又は聴覚障害者団体	日常生活上手話通訳や要約筆記を必要とするとき、通訳者や要約筆記者を派遣 ※事前登録が必要	

## 給付・貸与・助成

事業名	対象	内容	問合せ
補装具費の支給	身体障害者手帳の交付を受けた方及び難病患者等	義肢・装具・車いす・補聴器などの補装具の購入、修理にかかる費用の一部を支給	障害福祉課身体障害者支援係 ☎03-5803-1219/ FAX 03-5803-1352 予防対策課精神保健係(精神・難病) ☎03-5803-1847/ FAX 03-5803-1355
日常生活用具の給付	身体障害者手帳の交付を受けた方、知的障害のある方、精神障害のある方及び難病患者等	視覚障害者用拡大読書器・ストマ用装具など日常生活用具を給付	
住宅設備改善費の助成	身体障害者手帳の交付を受けた方及び難病患者等	浴場・便所・居室などの改善費を一定額の範囲内で給付	
点字図書の給付	身体障害者手帳の交付を受け、情報の入手を点字によっている視覚障害のある方	月刊や週刊などの雑誌を除く点字図書を給付	障害福祉課身体障害者支援係 ☎03-5803-1219/ FAX 03-5803-1352
図書館サービス	障害等で、通常の図書館利用が困難な方	点字図書・デージー(デジタル録音図書)・大活字本などの提供や、郵送・宅配サービス ※図書館利用登録のほかに、障害者サービス利用の登録が必要(各図書館で受付)	真砂中央図書館 ☎03-3815-6801/ FAX 03-5689-4500
声の広報・点字広報	視覚に障害のある方等	毎月2回「区報ぶんきょう」を、年4回「区議会だより」を声の広報(カセットテープ・デージー版)・点字広報として発行	広報課 ☎03-5803-1128/ FAX 03-5803-1331 区議会事務局 ☎03-5803-1314/ FAX 03-5803-1370
布団乾燥消毒・丸洗い	重度の心身障害者等の方で、寝たきりの状態にあり、陽光による寝具の乾燥が困難な64歳以下の方	布団乾燥消毒・丸洗いサービス	障害福祉課障害者在宅サービス係 ☎03-5803-1212/ FAX 03-5803-1352
出張理・美容サービス	重度の心身障害等で、最寄りの理髪店・美容院に出かけることが困難な64歳以下の方	2か月に1回の割合で、理・美容師が各家庭に出張して調髪	
巡回入浴サービス	身体障害者手帳1・2級の肢体又は体幹機能障害のある方で、親族等の介助があっても自宅の浴室又は公衆浴場での入浴が困難な方	週2回を限度とし、各家庭に出張しての入浴サービス	
福祉タクシー・自動車燃料費助成	愛の手帳1・2度、身体障害者手帳(視覚障害1・2級、下肢・体幹機能障害1～3級、内部障害1・2級、移動機能障害1・2級、平衡機能障害3級、脳性麻痺、進行性筋萎縮症)、特殊疾病(スモン、プリオン病、先天性血液凝固因子欠乏症等、人工透析を必要とする腎不全)	障害者・児が安心して外出できるように福祉タクシー券を交付又は燃料費の助成	障害福祉課障害者在宅サービス係 ☎03-5803-1212/ FAX 03-5803-1352
リフト付福祉タクシー	身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの区内在住者のうち、外出の際、車いすを使用している方又は寝たきりの状態にある方	中型タクシー料金程度のメーター料金・介助料(発生時のみ)でリフト付タクシーを利用(予約料金と迎車料金は区が負担) ※利用の際は、直接契約会社に電話で予約	
無料乗車券の交付など	身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	都営交通機関の無料乗車券を交付 ※障害の程度によりJR・民営バス・国内航空・有料道路などの割引制度あり	障害福祉課障害者在宅サービス係 ☎03-5803-1212/ FAX 03-5803-1352 予防対策課精神保健係(精神) ☎03-5803-1230/ FAX 03-5803-1355
NHK受信料減免	身体障害者手帳又は愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のいる世帯	全額免除・半額免除(所得の状況、障害の程度などにより異なる)	障害福祉課障害者在宅サービス係 ☎03-5803-1212/ FAX 03-5803-1352
心身障害者自動車運転免許取得経費補助	身体障害者手帳1～3級(ただし、内部障害1～4級、下肢又は体幹機能障害1～5級で歩行困難の方)又は愛の手帳所持者で、前年の所得税額が40万円以下の方	第1種普通自動車運転免許を取得しようとする場合その費用の一部を補助	
身体障害者用自動車改造費助成	身体障害者手帳1・2級の上肢・下肢又は体幹機能障害のある18歳以上の方で、前年の所得が制限限度額以内の方	就労などに必要なため自動車を取得し改造しようとする場合、その費用の一部を助成	障害福祉課身体障害者支援係 ☎03-5803-1219/ FAX 03-5803-1352
補助犬の給付	盲導犬 = 視覚障害1級の18歳以上の方 介助犬 = 肢体不自由1・2級の18歳以上の方 聴導犬 = 聴覚障害2級の18歳以上の方	補助犬の給付	